

平成 28 年 11 月 14 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
汐留シティセンター
G L P 投 資 法 人
代表者名 執行役員 辰 巳 洋 治
(コード番号：3281)
資産運用会社名
GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 辰 巳 洋 治
問合せ先 経 理 部 長 貞 廣 亜 紀
(TEL. 03-3289-9630)

資産運用会社における運用ガイドラインの一部変更（分配方針の変更）に関するお知らせ

GLP 投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日開催の投資委員会及び取締役会において、本投資法人の運用資産にかかる運用の方針を定める運用ガイドラインの一部変更（分配方針の変更）を決議しましたので、下記の通りお知らせ致します。

1. 変更の理由

本投資法人は、減価償却費として計上される金額に対して実際に必要とされる資本的支出の金額が少額に留まり、また、資本的支出の金額を相対的に的確に見積もることができるといった投資対象資産である物流施設の特性を踏まえ、資金効率の向上を柱とする最適な分配施策を実践することを目的として、利益の範囲内で行う金銭の分配に加え、当面の間、当該分配を実施する計算期間の直前の計算期間に計上された減価償却費相当額の 100 分の 30 に相当する金額を目処として、原則として毎期継続的に利益を超える金銭の分配を行う方針を採用しています。

今般、本資産運用会社は、毎期継続的な利益超過分配の実施に加え、今後、新投資口の発行その他の資金調達や建物及び設備等の除却、大規模修繕等により一時的に一口当たり分配金が一定程度減少することが見込まれる場合に、分配金水準の安定性の維持を目的として、一時的な利益超過分配を実施することを可能とするため、運用ガイドラインに定める分配方針を一部変更することを決議しました。

また、同時に、一時差異等調整引当額（所得超過税会不一致及び純資産控除項目の合計額）が増加する場合、毎期継続的に実施する利益超過分配及び上記の一時的な利益超過分配に加えて、一時的な利益を超える金銭の分配を行うことができるものとすることを決議しました。

2. 変更日

平成 28 年 11 月 14 日

3. 変更の内容

本投資法人は、新投資口の発行、投資法人債の発行、資金の借入等の資金調達、建物及び設備等の除却、大規模修繕等により、一時的に一口当たり分配金が一定程度減少することが見込まれ

る場合、分配金水準の安定性の維持を目的として、従前より実施している毎期継続的な利益超過分配に加えて、一時的な、利益を超える金銭の分配を行うことができるものとします。但し、毎期継続的に実施する利益超過分配と併せて、一般社団法人投資信託協会の規則等において定める額を超えないものとします。

また、本投資法人は、一時差異等調整引当額が増加する場合、毎期継続的に実施する利益超過分配及び上記の一時的な利益超過分配に加えて、一時的な利益を超える金銭の分配を行うことができるものとします。

4. 今後の見通し

本件による本投資法人の平成 29 年 2 月期及び平成 29 年 8 月期の運用状況及び分配金の予想に変更はありません。

5. その他

本件につきましては、金融商品取引法の規定に従い、関東財務局に本日付で臨時報告書を提出します。

以 上

*本投資法人のホームページアドレス : <http://www.glpjreit.com>